

## 鳥獣保護管理法の許可を受けて捕獲を行った方へ

鳥獣保護管理法（※1）の許可を受けて、狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲を行った方は、狩猟税申告書（税率の特例用）に次の書類を添付してください。

- ① 許可証の写し
- ② 許可証の報告欄の写し（許可捕獲に従事した実績の記載があるもの）

### 【注意】

上記の②は市町村に許可捕獲の実績を確認していただく必要があります。報告欄の写しを市町村（狩猟担当）に2部提出して実績確認を依頼し、1部（市町村の確認印のあるもの）を受け取って添付してください（※2）。

許可証をすでに返納している場合は、市町村に依頼し、返納した許可証の写し等の交付を受けてください。

鳥獣保護管理法の許可を受けた者の従事者として、狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲を行った方は、狩猟税申告書（税率の特例用）に次の書類を添付してください。

- ① 従事者証の写し
- ② 報告欄の写し（許可捕獲に従事した実績の記載があるもの）

※ 従事者証に報告欄はありませんが、許可証と同様の報告欄を設けて実績を記載してください。

### 【注意】

従事者証の報告欄についても、許可証と同様に市町村の実績確認が必要です。

※1 正式名称：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

※2 市町村によっては、申請者の依頼により実績があったことを証する書類を交付する場合があります。

また、市町村があらかじめ実績の一覧表を作成して県税・総務事務所に提出しているときは、申請者において添付書類の提出を省略できる場合があります。

詳細については、お住まいの市町村またはその市町村を管轄する県税・総務事務所にご確認ください。